

○ 平成二十六年年度の行政監査の結果の公表 【監査公表】		目次	
		岡山県公報	
		発行 岡山県	
監査事務局		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成二十六年年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十五日

岡山県監査委員	西	岡	聖	貴
岡山県監査委員	神	宝	謙	一
岡山県監査委員	與	田	統	充
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

平成 2 7 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 号外

平成 2 6 年度行政監査結果

〔 平成 2 7 年 3 月 2 5 日
岡山県監査公表第 2 号 〕

岡 山 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査のテーマ及び目的	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	
1	監査の着眼点	1
2	監査の実施期間	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の対象検査等及び対象機関	1
第3	監査対象の検査等の概要	
1	監査対象の検査等一覧	1
2	監査対象の検査等の分類	1
3	監査対象の各検査等の状況	2
第4	監査の結果	
1	実施要綱等の整備状況	4
2	実施計画の策定状況及び実施状況	4
3	実施体制の状況	5
4	職員の研修等の状況	6
5	検査等の実施内容	7
6	検査等の実施結果の取扱い	8
7	不適正事案等に対する対応	10
第5	監査の意見	10
1	実施体制・方法について	11
2	研修の充実、人材育成について	11
3	検査等の実効性の確保について	11
(後掲)		
	監査対象の各検査等の状況（個別表）	11

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

2 監査の目的

本県では、法令等に基づき、環境、医療、福祉、食品衛生等、多岐にわたる分野において、団体等に対する各種検査・監査等（以下「検査等」という。）を実施しているが、「おかやま生き活きプラン」に基づき安心して豊かさが実感できる地域を実現するためには、これらの検査等が適切に実施されることが重要である。

このため、県が実施している団体等に対する検査等の実施状況を監査することにより、検査等の適正性、効率性、有効性の確保に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 検査等に係る実施要綱等の整備状況は適切か。
- (2) 検査等に係る実施計画の策定状況及び実施状況は適切か。
- (3) 検査等の実施体制の状況は適切か。
- (4) 職員の研修等は適切に行われているか。
- (5) 検査等の実施内容は適切か。
- (6) 検査等の実施結果の取扱いが適切か。
- (7) 不適正事案等に対する対応は適切か。

2 監査の実施期間

平成26年6月から平成27年3月まで

3 監査の実施方法

平成25年度に実施した検査等の中から監査対象とする検査等を選定し、書面調査（監査調書、関係資料）及び聞き取り調査の結果に基づき監査を行った。

4 監査の対象検査等及び対象機関

(1) 監査対象の検査等

事前調査により把握した検査等のうち、検査等の実施数や事後指導の状況などを勘案して、30事務の検査等を監査対象として選定した。

(2) 監査の対象機関

監査対象の検査等を所管する本庁18課

第3 監査対象の検査等の概要

1 監査対象の検査等一覧

監査対象とした検査等は、〔表1〕のとおりである。

法令等で定期的な実施を義務づけられているものを「義務検査」、法令等で必要に応じて実施できるとされているものを「任意検査」と定義した。

義務検査が4事務、任意検査が26事務であった。

2 監査対象の検査等の分類

性質別に分類すると、「生活・環境に関するもの」が8事務、「医療・福祉に関するもの」が11事務、「経済活動に関するもの」が11事務であった。

平成27年3月25日 岡山県公報 号外

3 監査対象の各検査等の状況

今回監査した各検査等の状況（平成25年度）は、後掲の個別表のとおりである。

〔表1〕 監査対象の検査等一覧

番号	検査等	根拠法令等	所管部課	検査等区分		分類
				義務	任意	
1	液化石油ガス販売事業者及び保安機関に係る立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項、第4項	知事直轄 消防保安課		○	生活・環境に関するもの
2	岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年インターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づく立入検査	岡山県青少年健全育成条例第32条第1項、岡山県青少年インターネットの適切な利用の推進に関する条例第16条第1項	県民生活部 男女共同参画 青少年課		○	
3	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係る立入検査	水質汚濁防止法第22条（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条第4項を含む。）	環境文化部 環境管理課		○	
4	浄化槽に係る立入検査	浄化槽法第53条第2項	環境文化部 循環型社会推進課		○	
5	産業廃棄物処理業者等に係る立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	環境文化部 循環型社会推進課		○	
6	水道法に基づく立入検査	水道法第39条、第46条	保健福祉部 生活衛生課		○	
7	薬事監視に係る立入検査	薬事法第69条、第83条	農林水産部 畜産課		○	
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項	警察本部生活安全部生活安全企画課		○	
9	社会福祉法人の指導監査	社会福祉法第56条	保健福祉部 保健福祉課		○	
10	児童福祉施設の指導監査	児童福祉法第46条、児童福祉法施行令第38条	保健福祉部 子ども未来課 障害福祉課 保健福祉課	○		
11	医療機関に係る立入検査	医療法第25条第1項	保健福祉部		○	

			医療推進課			
12	薬局，管理医療機器の販売業等に係る立入検査	薬事法第69条	保健福祉部 医薬安全課		○	医療・福祉に関するもの
13	麻薬及び向精神薬取扱者等に係る立入検査	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項	保健福祉部 医薬安全課		○	
14	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条，第48条	保健福祉部 障害福祉課		○	
15	生活保護法施行事務監査	生活保護法第23条	保健福祉部 障害福祉課	○		
16	認可外保育施設に係る立入調査	児童福祉法第59条第1項	保健福祉部 子ども未来課		○	
17	介護保険施設等の指導・監査	介護保険法第24条，第76条，第83条，第90条，第100条，第115条の7，旧法第112条，第115条の33	保健福祉部 長寿社会課		○	
18	有料老人ホームに係る立入検査	老人福祉法第29条第9項～第12項	保健福祉部 長寿社会課		○	
19	サービス付き高齢者向け住宅に係る立入検査	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条	保健福祉部 長寿社会課		○	経済活動に関するもの
20	旅館業施設に係る立入検査	旅館業法第7条	保健福祉部 生活衛生課		○	
21	公衆浴場に係る立入検査	公衆浴場法第6条	保健福祉部 生活衛生課		○	
22	食品営業施設の監視指導	食品衛生法第28条，第30条第2項	保健福祉部 生活衛生課		○	
23	燃料油メーター等に係る立入検査	計量法第148条	産業労働部 産業企画課		○	
24	計量法事業者に係る立入検査	計量法第148条	産業労働部 産業企画課		○	
25	農業協同組合に係る検査	農業協同組合法第94条	農林水産部 組合指導課	○		
26	漁業協同組合に係る検査	水産業協同組合法第123条	農林水産部 組合指導課	○		
27	農薬販売者に係る立入検査	農薬取締法第13条第3項	農林水産部 農産課		○	
28	採石法に基づく立入検査	採石法第42条第1項	土木部		○	

			河川課		
29	建築士法に基づく建築士事務所の立入検査	建築士法第26条の2	土木部都市局 建築指導課		○
30	宅地建物取引業者に係る立入検査	宅地建物取引業法第72条第1項	土木部都市局 建築指導課		○
計	30事務			4	26

第4 監査の結果

1 実施要綱等の整備状況

実施要綱等の整備状況は、〔表2〕のとおりである。

28事務で、実施目的、実施計画、実施方法、検査等後の措置等を適宜定めた実施要綱等が整備されていた。整備に当たっては、県独自で定めたもの、国が策定した指針や要綱等を準用したもの等となっていた。

実施要綱等を整備していなかった2事務は、法令の規定に従って検査等を実施しているものであった。

また、検査等の効率性、統一性を高めるため、詳細な検査項目、適否の判断基準、実施手順等を適宜定めたマニュアルの整備が多くなされていた。

〔表2〕実施要綱等の整備状況

		義務検査	任意検査	計
実施要綱等の整備	している	4	24	28
	していない	—	2	2

2 実施計画の策定状況及び実施状況

(1) 実施計画の策定状況

実施計画の策定状況は、〔表3〕のとおりである。

29事務で、検査等の実施箇所、実施目標数、実施期間、重点目標等を適宜定めた実施計画が策定されていた。

実施計画を策定していなかった1事務は、検査の目的・内容から、あらかじめ実施箇所や目標数等の計画を定めて行う検査ではなく、検査が必要な事業者に対して随時かつ確実に検査を行っているものであった。

計画策定に当たっては、過去の立入検査の実施状況を勘案しているもの、許可の更新時を考慮しているもの、庁内関係課、県民局、保健所等関係機関、関係協議会への意見照会を行っているもの等となっていた。

また、特定の期間（青少年健全育成強調月間、医薬品等一斉監視指導期間、農薬危害防止運動強化期間、採石災害防止月間、国の全国一斉立入調査期間）における立入を計画し、検査等実施数の確保を図る取組がなされていた。

〔表3〕実施計画の策定状況

		義務検査	任意検査	計
実施計画の策定	している	4	25	29
	していない	—	1	1

(2) 実施計画の実施状況

実施目標数の設定及び達成の状況は、〔表4〕のとおりである。

26事務で、検査等の実施目標数を実施計画に設定しており、そのうち、24事務で実施目標数の達成ができていた。実施目標数の達成ができていなかったものが2事務であった。

〔表4〕実施目標数の設定及び達成の状況

	義務検査	任意検査	計
実施目標数を設定している	4	22	26
実施目標数の達成ができた	4	20	24
実施目標数の達成ができなかった	—	2	2
実施目標数を設定していない	—	4	4

検査等の実施頻度等の状況は、〔表5〕のとおりである。

17事務で、法令や実施要綱等に検査等を1年に1回行う等の実施頻度が規定されていたが、そのうち、定められた実施頻度どおりに検査等が実施されていたものは11事務であった。

定められた実施頻度どおりには検査等が実施されていなかったものは6事務であったが、そのうち、法令に定められた実施頻度を下回るものが1事務、実施要綱等に定められた実施頻度を下回るものが5事務であった。

〔表5〕検査等の実施頻度等の状況

	義務検査	任意検査	計
実施頻度を定めている	4	13	17
規定どおり実施されている	3	8	11
規定の実施頻度を下回る	1	5	6
実施頻度は定めていない	—	13	13

3 実施体制の状況

(1) 実施機関

検査等を行う専門の課や班を設置しているもの、課や班の中に担当者を置いているものなど、検査等業務の内容により実施機関が整備されていた。

また、いずれの検査等についても、事務分掌表に担当者は明示されていた。

(2) 検査等従事人数等

検査等に従事する人数の状況は、〔表6〕のとおりである。

職員2名以上で実施していたものが28事務、職員1名で実施していたものが2事務であった。

また、検査等の内容によって、6～16名体制で4～17日をかけて検査していたもの、1名で10～20分で検査していたもの等、体制は様々であった。

〔表6〕検査等従事人数の状況

	義務検査	任意検査	計
2人以上で実施している	4	24	28
1人で実施している	—	2	2

(3) 立入検査証等

立入検査証の作成・交付等の状況は、〔表7〕のとおりである。

29事務で、立入時には身分証明書を携帯し提示しなければならない旨の法令等

の規定に基づき、立入検査証を作成のうえ担当者に交付していた。

また、法令等に基づき検査職員資格が必要とされるものとして、環境衛生監視員、食品衛生監視員、薬事監視員、麻薬取締員、農薬取締職員があつたが、いずれも有資格者を検査職員として任命していた。

〔表 7〕立入検査証の作成・交付等の状況

	義務検査	任意検査	計
立入検査証に係る規定がある	3	26	29
立入検査証の作成交付あり	3	26	29
立入検査証に係る規定はない	1	—	1

(4) 専門的知識を有する者の活用

専門的検査を必要とする分野に対する取組がなされていたが、主なものは、次のとおりであった。

- ・財務会計を専門で指導監査する財務特別監査員（金融機関OB）を配置し検査に必ず同行するもの
- ・財務や決算の検査を専門で行う特別検査員に公認会計士を任命しているもの
- ・採石場に係る専門的技術指導を行うための指導員を委嘱しているもの

(5) 実施体制の効率化

限られた検査人員を踏まえて、実施体制の効率化に向けた取組がなされていたが、主なものは、次のとおりであった。

- ・複数の保健所の薬事監視員の相互協力による集中監視
- ・食品衛生監視に係る機動班を保健所に設置し、保健所所管区域外への立入や専門的検査を行う取組
- ・県民局が行う検査等業務に本庁担当課職員が定期的に同行して業者指導を改善する取組

4 職員の研修等の状況

(1) 職員研修

職員研修の実施状況は、〔表 8〕のとおりである。

23事務で、本庁担当課等による担当職員研修会等の内部研修が実施されていた。

内部研修が実施されていなかったものが7事務あつたが、職場内訓練等がなされていた。

19事務で、国や関係機関が実施する研修（外部研修）に参加していた。そのうち、半数以上で、外部研修に参加した職員が、研修後、受講内容を関係職員に伝達する研修を行っていた。

〔表 8〕職員研修の実施状況

		義務検査	任意検査	計
内部研修	実施している	4	19	23
	実施していない	—	7	7
外部研修	参加している	3	16	19
	参加していない	1	10	11

(2) 検査技術向上の取組

検査等に必要な知識・技能の習得や検査技術向上のために、様々な取組がなされていたが、主なものは、次のとおりであった。

- ・実務知識や経験が豊富な職員が経験の浅い職員に実地指導により検査技術の継承を行う取組
- ・業務従事職員による検査業務に関する必携読本の作成
- ・立入検査時の指摘事例や問題事例、疑義事例等についてケーススタディしながら実践的なスキルアップを図るための関係職員会議の開催
- ・県下統一的な指導内容を確保するための県市担当者勉強会の随時実施
- ・業務上の課題に関する研究発表、最新情報を得るため講師を招聘しての講演会、実務経験豊富な職員による講義などを内容とした担当者研修会の開催
- ・検査業務内容を班員相互に講義し習得するための班内研修
- ・検査実施前後における事前検討会及び報告会の実施
- ・国と県の合同立入検査に同行し検査手法を習得する取組

5 検査等の実施内容

(1) 指摘基準等の設定

指摘基準等の設定の状況は、〔表9〕のとおりである。

30事務全てで、検査等のチェック項目や検査結果に対する適否の判断基準、改善検討を促す基準等を定めた指摘基準等が設定されていた。設定に当たっては、法令等に基づくもの、国の基準を準用しているもの、県独自で定めたものとなっていた。

さらに、指摘基準等の中には、立入検査での確認事項に対する指摘方法として、文書指導、口頭指導の区分を定めているものがあつた。

〔表9〕指摘基準等の設定の状況

		義務検査	任意検査	計
指摘基準等の設定	している	4	26	30
	していない	—	—	—

(2) 無通告検査の実施

無通告検査の状況は、〔表10〕のとおりである。

9事務で、検査等を原則無通告で実施していた。

〔表10〕無通告検査の状況

		義務検査	任意検査	計
無通告検査	している	—	9	9
	していない	4	17	21

(3) 検査重点項目の設定

検査重点項目の設定状況は、〔表11〕のとおりである。

17事務で、検査重点項目を設定していた。

設定に当たっては、前年度等の検査等で指摘の多かった事項や社会状況を反映した事案を考慮しているもの、国からの通知に基づいているもの、本庁担当課、県民局及び関係市の協議によるもの等となっていた。

〔表11〕検査重点項目の設定状況

		義務検査	任意検査	計
検査重点項目の 設定	している	4	13	17
	していない	—	13	13

(4) 検査等の効率化等

検査等に当たって資料の事前提出の状況は、〔表12〕のとおりである。

10事務で、検査等に当たってあらかじめ資料の提出を求めている。

また、限られた人員や時間の中で、効率的・効果的な検査等に向けた取組がなされていたが、主なものは、次のとおりであった。

- ・検査等チェックリストをあらかじめ送付し、受検者に自主点検させる取組
- ・複数の立入検査業務を組み合わせる検査等を行う取組
- ・前年度の検査結果に基づき検査事項を絞って検査等を行う取組
- ・検出された非違事項の発生原因や背景にあるガバナンスの不備・欠陥、リスク管理体制上の問題点を受検者と検査者が議論して、問題の本質的な改善に繋げる取組
- ・検査結果通知書を施設管理者等に直接手交し、その際に施設の衛生管理等の詳細調査を行い、複数回の立入指導を行う取組

〔表12〕 資料の事前提出の状況

		義務検査	任意検査	計
あらかじめ 資料の提出	求めている	4	6	10
	求めていない	—	20	20

(5) 内部けん制機能に関する検査

内部けん制機能に関する検査の状況は、〔表13〕のとおりである。

12事務で、事業者における内部検査制度の運用状況や内部けん制機能に関して検査する取組がなされていたが、主なものは、次のとおりであった。

- ・衛生責任者の設置、施設の衛生措置等の基準の遵守に関する定期的点検など、自主管理体制の整備に関する確認
- ・理事の業務執行状況や法人財産状況に関する法人監査機能の確認、財産状況等に対する公認会計士等による外部監査の積極的な活用の確認
- ・理事会や内部監査部門の役割や責任に関して、役職員や内部監査部門と検査者が議論して内部監査体制の問題点を検証する取組

〔表13〕 内部けん制機能に関する検査の状況

		義務検査	任意検査	計
内部けん制 機能の検査	している	3	9	12
	していない	1	17	18

(6) 関係機関との連携

県と国（厚生局、農政局、財務局等）や市町村、関係団体等による合同検査や情報共有、あるいは、本庁担当課、他課、県民局、保健所等出先機関の連携や情報共有など、検査等の内容に応じて関係機関と連携する取組が多くなされていた。

6 検査等の実施結果の取扱い

(1) 検査結果の報告・復命

検査結果の報告・復命の状況は、〔表14〕のとおりである。

30事務全てで、検査結果について書面での復命・報告が行われていた。実施要綱等に検査結果の報告・復命や記録に関する規定があるものについては、おおむね各規定に従って検査結果の報告・復命や記録が行われていた。

〔表14〕検査結果の報告・復命の状況

		義務検査	任意検査	計
書面での検査結果 の報告・復命	している	4	26	30
	していない	—	—	—

(2) 検査結果の通知、改善措置状況の報告等

検査結果の通知、改善措置状況の報告等の状況は、〔表15〕のとおりである。

30事務全てで検査結果の通知が行われていたが、そのうち、文書によるものが15事務、口頭によるものが6事務、文書又は口頭によるものが9事務であった。

実施要綱等に検査結果の通知に関する規定があるものについては、各規定に従って検査結果の通知が行われていた。

また、30事務全てで検査結果通知に対する改善措置状況の報告がなされていたが、そのうち、文書によるものが24事務、口頭によるものが4事務、文書又は口頭によるものが2事務であった。

さらに、30事務全てで改善措置状況の報告に対する確認が行われていたが、確認方法は、実地、書面又は口頭のものが8事務、実地又は書面のものが13事務、書面のものが4事務など、状況に応じた方法での確認となっていた。確認の時期では、実地確認は次回立入検査時に行うというものもあった。

〔表15〕検査結果の通知、改善措置状況の報告等の状況

		義務検査	任意検査	計
検査結果の通知	通知している	4	26	30
	文書	4	11	15
	口頭	—	6	6
	文書又は口頭	—	9	9
	通知していない	—	—	—
改善措置状況の 報告	報告している	4	26	30
	文書	4	20	24
	口頭	—	4	4
	文書又は口頭	—	2	2
	報告していない	—	—	—
改善措置状況の 報告に対する 確認方法	確認している	4	26	30
	実地、書面又は口頭	2	6	8
	実地又は書面	1	12	13
	実地又は口頭	—	1	1
	実地	1	3	4
	書面	—	4	4
	確認していない	—	—	—

(3) 検査結果の同業事業者への情報提供

検査結果の同業事業者への情報提供の状況は、〔表16〕のとおりである。

17事務で、検査等の実態を勘案しての検査結果の同業事業者への情報提供の取組がなされていた。

同業事業者が集まる会議や研修会等の機会を捉えて、検査結果の概要説明、指摘の多い事項の周知、検査結果を踏まえた注意喚起などを行い、法令遵守の徹底、不適正事案等の発生予防の取組がなされていた。

〔表16〕 検査結果の同業事業者への情報提供の状況

		義務検査	任意検査	計
検査結果の同業事業者への情報提供	している	3	14	17
	していない	1	12	13

(4) 検査結果の総括・分析、公表

検査結果の総括・分析、公表の状況は、〔表17〕のとおりである。

28事務で、検査結果の総括・分析が行われていたが、内容や方法は検査等の実態に応じて様々であった。分析の成果を次年度の事業方針や実施計画に反映させる取組がなされていた。

12事務で、検査等の実施件数等を県の年報や白書、ホームページ等で公表していた。法に基づき行政処分したものを公表していた。公表していなかった18事務は、実施要綱等で公表が制限されたもの、検査の性質・内容等から公表には及ばないと判断されたものであった。

〔表17〕 検査結果の総括・分析、公表の状況

		義務検査	任意検査	計
検査結果の総括・分析	している	4	24	28
	していない	—	2	2
検査結果の公表	している	1	11	12
	していない	3	15	18

7 不適正事案等に対する対応

不適正事案（県民からの苦情や情報提供、県内外で発生した事件・事故等）への対応について、22事務から回答があった。それらは、県民からの苦情や情報提供等を受けて、危険や事故を最小限に抑えるため、あるいは未然に防止するため、迅速な事実確認や臨時の立入検査を行う対応策が最も多く取られていた。さらに、指導や行政処分を行ったり、必要な場合には情報の公表を行っている事例が確認された。

不適正事案への対応手法として、実施要綱等に不適正事案に対する機動的な検査等を規定しているものがあつたほか、廃棄物の不法投棄等に関する通報に即応するための受付窓口の設置が行われていた。

第5 監査の意見

県が実施する検査等は、県民の安全・安心の確保、団体等の健全な運営の確保、各種分野の業務の適正化等を図るうえで欠くことのできない重要な業務である。

今回、30事務を選定して監査を実施した結果、おおむね適切に実施されているものと認められたが、検査等の適正性、効率性、有効性を確保するため、次の事項に

について改善を検討されたい。

1 実施体制・方法について

検査等を担当する職員数が減少している状況の中で、法令や実施要綱等に定められた実施頻度を下回るもの、実施計画に定めた実施目標数の達成ができていなかったものがあつたが、限られた人員で検査等を効率的に遂行するために、実施体制や方法について適時適切な見直しに取り組まれるとともに、法令や実施要綱等に定められた検査等の実施頻度の遵守や、実施計画の適切な進行管理による目標達成に努められたい。

2 研修の充実、人材育成について

職員研修に関して、本庁担当課等による担当職員研修会等（内部研修）の実施、国や関係機関が実施する研修（外部研修）への参加がなされていなかったものがあつたが、担当職員が業務知識を十分習得し検査技術レベルを向上できるよう、研修機会の確保、研修内容の充実に積極的に取り組まれるとともに、業務知識や経験が豊富な職員から経験の浅い職員への検査技術の円滑な継承、外部研修受講者による関係職員に対する伝達研修などにも努められたい。

3 検査等の実効性の確保について

(1) フォローアップ

改善措置状況の報告に対する確認は、実地や書面、口頭など様々なものがあつたが、検査後の改善措置状況に対して、確実な方法かつ最適な時期での確認に引き続き取り組まれたい。また、改善を要する事案の再発防止や類似事案の発生予防に向けて、検査後における随時適切な指導や注意喚起にも努められたい。

(2) 自主管理体制の整備

事業者における内部けん制機能に関する検査の取組は一部にとどまっていたが、検査等の実効性確保の観点から、事業者における内部チェック体制や監事監査など内部けん制機能の十分な発揮に関する適切な指導に取り組まれるとともに、様々な事業者において幅広く自主管理体制の整備の徹底が図られるよう指導に努められたい。

(3) 同業事業者への情報提供

検査結果の同業事業者への情報提供の取組は一部にとどまっていたが、検査結果や不適正事案の概要等の情報を周知することは、自主的な改善や不適正事案の発生予防に有効な手段であることから、検査等の実態に応じてその内容や方法を検討され、同業事業者に対する検査結果の情報提供について積極的に取り組まれたい。

【各検査等の状況（個別表）】

整理番号：1

検査・監査名		液化石油ガス販売事業者及び保安機関に係る立入検査
検査等の	根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項及び同条第4項
	目的及び内容	液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にするため、県知事が必要な限度において、県登録を受け

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

概要		た液化石油ガス販売事業者及び県認定を受けた保安機関等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する。
	対 象	県登録を受けた液化石油ガス販売事業者及び県認定を受けた保安機関
	対 象 数	450団体
	実 施 数	441団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所 管 部 課	知事直轄消防保安課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 消防保安課 3 名, 液化石油ガス保安指導員（非常勤嘱託職員）3 名（各県民局に 1 名ずつ配置） 2 実施内容 1 団体当たり液化石油ガス保安指導員 1 名が、1 ～ 2 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、消防保安課が液化石油ガス保安指導員会議を年間 6 回実施し、情報の共有を図っている。 外部研修として、高圧ガス保安協会が主催する液化石油ガス法令勉強会や L P ガス保安最新情報説明会に参加している。
	計 画	1 実施要綱等の制定 県要領を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 前年度末に翌年度の年間立入調査実施計画を策定し、その年間計画に基づき毎月の計画を策定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：441団体 実施数：441団体（実施率100%） 4 実施時期 1 年に 1 回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県要領に定めている。 2 手法 立入調査調書に基づき実地検査を実施している。前年度に指摘の多かった事項について保安対策指針の中で法令遵守の徹底を図る項目として設定している。毎年 6 月末までに団体から業務報告書の提出を求めている。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査

		行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 液化石油ガス保安指導員は、月ごとに立入調査の実施状況を取りまとめ、翌月10日までに立入調査実施状況報告書等を消防保安課長に提出している。 2 実施結果通知方法 検査実施日に販売事業者等に指導票を交付している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善状況報告書を報告期限を定めて徴収している。改善措置完了できていない場合は、完了するまで報告するよう指導している。書面で確認。 4 指摘事項等の状況 2件の指示文書の交付を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 立入検査における指摘事項について集計し、県HPで公表している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 各種講習会等において集計結果や違反内容について周知している。	
不適正事案への対応		違反事項について適切かつ厳重な指導を行うとともに、同様の違反を無くすため、高圧ガス保安協会等を通じ違反事項について液化石油ガス販売事業者等に周知している。

整理番号：2

検査・監査名	岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年インターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づく立入調査
根拠法令等	岡山県青少年健全育成条例第32条第1項 岡山県青少年インターネットの適切な利用の推進に関する条例第16条第1項
目的及び内容	青少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図るため、立入調査員が、書店、コンビニエンスストア、図書自動販売機、携帯電話販売店等に立ち入り、条例の遵守状況を調査し、徹底した指導及び啓発を行う。
対象	書店、コンビニエンスストア、図書自動販売機、ビデオレンタル店、がん具・刃物取扱店、カラオケボックス、興業場、利用カード販売所、携帯電話販売店
対象数	対象数は未把握
実施数	318件
法令・要綱等に	県下一斉調査（年3回）

検査等の状況	基づく実施頻度	年間随時調査
	所 管 部 課	県民生活部男女共同参画青少年課
	実 施 体 制	1 体制及び人数 男女共同参画青少年課及び各県民局地域づくり推進課の計 5 名，立入調査員 398 名（県民生活部，保健福祉部，県民局，児童相談所，保健所，教育庁，教育事務所，県立高等学校，警察の職員のうちから知事が指定する者） 2 実施内容 1 件当たり，立入調査員 2 名が 0.5～4 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，各県民局が青少年健全育成条例等立入調査員研修会を開催している。立入調査員には，条例に規定する規制・罰則や，書店等での具体的な対応方法を解説したパンフレットを配布している。
	計 画	1 実施要綱等の制定 県要綱，県立入調査実施要領を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 男女共同参画青少年課において毎年度，立入調査実施要領を策定している。前年度の調査結果や社会情勢を踏まえて重点立入場所を設定している。例年，青少年健全育成強調月間である 7 月・11 月・3 月を県下一斉調査月間として指定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：定めていない。 実施数：318 件（実施率－％） 4 実施時期 1 年に 3 回（青少年健全育成強調月間の 7 月，11 月，3 月に県下一斉立入調査）
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 立入調査の留意点に調査事項及び指導事項を定めている。 2 手法 重点立入場所（①書店，古本店，②有害図書類収納自動販売機，③インターネットカフェ，④カラオケボックス，⑤コンビニエンスストア，ファミリーレストラン等の深夜営業店，⑥携帯電話販売店）を設定し，無通告で立入調査を行っている。 3 関係機関との連携 悪質な違反事実が認められ，取締りを要すると思われるものについては，警察署へ連絡することとしている。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

		条例・規則等の改正が行われた際に、検査手法の見直しを行っている。
結 果	1 報告・復命 立入調査員は、立入調査を行った場合は、立入調査結果報告書を県民局を經由して男女共同参画青少年課へ提出している。 2 実施結果通知方法 調査当日、店舗代表者等に口頭で指導している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 違反があった場合は、その場で指導を行い、継続して実地で改善状況を確認している。 4 指摘事項等の状況 指導件数：19件 5 検査状況の総括・分析等 調査年度の立入調査結果について分析・集計している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。	
不適正事案への対応		不適正事案については、その場で行政指導を行い、継続して改善状況を確認する。また、悪質な違反事実が認められ、取締りを要すると思われるものについては、警察署へ連絡する。

整理番号：3

	検査・監査名	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係る立入検査
検査等 の概要	根拠法令等	水質汚濁防止法第22条（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条第4項を含む。）
	目的及び内容	工場・事業場の排水等による公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図るため、特定施設、排水処理施設等の状況を把握し届出内容の確認、排出基準等の遵守状況の確認等の立入検査を実施する。
	対象	法に基づく特定施設を設置する工場又は事業場
	対象数	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場2,795事業場 （備前県民局管内：671，備中県民局管内：909，美作県民局管内：1,215）
	実施数	418事業所
	法令・要綱等に基づく実施頻度	適宜～2回以上／年（排水量等により設定）
	所管部課	環境文化部環境管理課
検査等 の状況	実施体制	1 体制及び人数 環境管理課及び各県民局環境課計14名 2 実施内容 1 施設当たり、各県民局環境課職員2名が、0.2～2時間程度で実施している。県民局環境課職員が不足する場合は、地域

況		事務所に配置している環境監視員を活用している。 3 実施職員に対する研修 立入検査は必ず 2 名以上で実施しており，経験者が指導を行っている。また，法改正への対応等については随時，担当者会議を開催して周知を図っている。
計	画	1 実施要綱等の制定 県要領，県マニュアルを制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 年度当初に年間の実施目標数を掲げて，計画的な実施に努めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：366施設 実施数：418施設（実施率114%：水質汚濁事象や苦情等により計画以外にも特定事業場に立入検査を行うことがある。） 4 実施時期 適宜～2 回／年（排水量等により設定）
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 県マニュアルで設定している。（非公表） 2 手法 立入検査は，原則，事業場には事前通告しない。マニュアルに沿って実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 該当なし。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結	果	1 報告・復命 各県民局において，立入検査後即時に報告書（検査内容・結果，指導内容等）を作成し環境課長まで供覧している。 2 実施結果通知方法 水質検査の結果については，排水基準違反の有無にかかわらず速やかに事業者へ文書通知している。口頭指導の場合もあり。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導文書に対しては，原因及び対応策について期限を設けて文書報告させ，それを実地や書面で確認している。 4 指摘事項等の状況 12件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 毎年検査実績を集計・確認し，次年度の立入計画等の参考と

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

	している。検査実施件数や基準違反件数を翌年度当初に「県民局の概要（冊子、ホームページ）」で公表している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	油の流失、魚斃死等の苦情や水質汚濁に係る情報提供を受けた場合は、現地確認を行い、必要に応じ水質検査を行っている。原因者が法に規定される事業場であった場合には、法に基づく措置届出を提出させ再発防止等の指導を行っている。 平成25年度に環境省から窒素及びリンの排水基準の超過及び測定義務等の不履行状況について調査依頼があり、対象事業場について確認を行った。

整理番号：4

	検査・監査名	浄化槽に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	浄化槽法第53条第2項
	目的及び内容	浄化槽による汚水・悪臭等の環境問題の発生を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置場所、事務所・事業場等に立入り、浄化槽及び帳簿書類等の検査を行う。
	対象	浄化槽管理者
	対象数	浄化槽管理者（設置者）数 73,931団体
	実施数	133団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	環境文化部循環型社会推進課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 各県民局環境課 2～4名 岡山県環境保健センター 9名 2 実施内容 1団体当たり県民局環境課職員 2～3名が、0.5～1時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、循環型社会推進課が主催して県民局浄化槽担当者勉強会を実施している。 外部研修として、（公財）日本環境整備教育センターが実施する全国浄化槽技術研究集会や浄化槽検査員講習会に1～2名参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領を作成している。（非公表） 2 実施計画の作成 水質汚濁防止法の適用を受ける浄化槽については計画的に検査を実施している。

	3 計画に対する実施状況 計画数：一部機関で未定 実施数：133団体（実施率－％） 4 実施時期 随時
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 水質検査の基準による。 2 手法 原則として無通告で検査を実施している。 3 関係機関との連携 関係機関で情報を共有している。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 検査結果の記録や現場での指摘事項等を記載した報告書を作成している。 2 実施結果通知方法 浄化槽の放流水の検査対象全てに検査結果がわかり次第、文書通知している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 水質検査結果が基準を超過している場合は、検査結果の文書通知後、2週間～1か月を目処に、検査結果が良好でなかった原因や改善後の水質検査結果等の報告書の提出を求め、書面で確認している。 4 指摘事項等の状況 7件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 立入検査を実施した結果を台帳に記録している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	不適正事案の情報に対して立入検査を実施し、浄化槽設置者に適正に改善指導を行っている。

整理番号：5

検査・監査名	産業廃棄物処理業者等に係る立入検査
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
目的及び内容	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業の許可業者等の指導監督等を行う。
対象	産業廃棄物処理業の許可業者等

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

概要	対 象 数	産業廃棄物処理業者等 約3,450団体
	実 施 数	760事業所
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所 管 部 課	環境文化部循環型社会推進課
検査等の状況	実 施 体 制	1 体制及び人数 循環型社会推進課 6 名 各県民局環境課 7 ～ 8 名 2 実施内容 1 団体当たり、県民局環境課職員 2 ～ 3 名が、0.5 ～ 1 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、循環型社会推進課が主催して、年度当初には立入検査等に必要な法令の基礎的な知識の習得を図るための産業廃棄物新任担当者研修会を開催し、秋季には監視・指導活動に関する打合せ会議を開催し、監視・指導に当たっての留意事項等を踏まえてケーススタディしながら指導方針等を検討している。
	計 画	1 実施要綱等の制定 制定していない。 2 実施計画の作成 実施計画は策定していないが、廃棄物処分業者や廃棄物収集運搬業者（積替保管有）を中心に立入検査を行うとともに、懸案事項の不適正処理業者への立入検査も随時行っている。 3 計画に対する実施状況 計画数：定めていない。 実施数：760事業所（実施率－％） 4 実施時期 1 年に 1 回程度
	基 準 及 び 手 法	1 指摘基準等の設定 法に基づく処理基準等による。 2 手法 事業場の状況によって適宜、適切な方法で立入検査を実施する。 県民局及び地域事務所に産業廃棄物監視指導員を配置して監視パトロールを実施し、改善指導のフォローアップや不適正処理事案の早期把握を行っている。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査

		行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 県民局において、立入検査後速やかに、検査対象事業者、検査結果、指示事項等について報告書を作成し環境課長まで供覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査の結果、改善事項については検査時に口頭で指示するとともに、指示内容に応じて文書指導を行う。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査の結果、改善を要する事項があれば、その内容に応じた期限を定めて、講じた改善措置の内容を口頭又は文書で報告するよう指示している。指示したとおりの措置が講じられない場合は、改めて期限を定めて措置を講じるよう督促文書により指導する。実地で確認。 4 指摘事項等の状況 45件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 立入検査件数等を岡山県環境白書で毎年度公表している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。	
不適正事案への対応		不法投棄の早期発見・対応のための通報受付窓口（不法投棄110番）を循環型社会推進課内に設け、廃棄物の不法投棄に関する通報、廃棄物の野外焼却に関する通報に対応している。

整理番号：6

検査・監査名	水道法に基づく立入検査
根拠法令等	水道法第39条及び第46条
目的及び内容	水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行うとともに、水道を計画的に整備し水道事業を保護育成することによって清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業者等の工事の施行状況、施設の状況、施設の維持管理状況、水質の状況等について、水道法の規定等に基づいて適切に運営されているかを確認する。
対象	水道事業者、専用水道の設置者、簡易専用水道の設置者
対象数	224事業者（水道事業：143、専用水道：2、簡易専用水道：79）
実施数	129事業者（水道事業：101、専用水道：1、簡易専用水道：27）
法令・要綱等に基づく実施頻度	1～3年に1回
所管部課	保健福祉部生活衛生課

検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 生活衛生課及び各保健所衛生課計 6 名 2 実施内容 1 施設当たり，保健所職員 1 ～ 2 名が 2 ～ 4 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，保健所担当係長・担当者会議や水道におけるアセットマネジメント研修を開催している。 外部研修として，全国簡易水道協議会が実施する水道大学基礎講座や日本水道協会が実施する水道技術者ブロック別研修会に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 厚生労働省が策定した「水道施設立入検査の手引き」に基づいている。（非公表） 2 実施計画の作成 各保健所が毎年度，事業方針を策定する。 3 計画に対する実施状況 計画数：定めていない。 実施数：129施設（実施率－％） 4 実施時期 2 ～ 3 年に 1 回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 厚生労働省が策定した「水道施設立入検査の手引き」に基づいている。 2 手法 各保健所において事前連絡し，施設の実地調査や水質検査結果等記録の確認等の実地検査を行う。重点的検査項目を設定している。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査 事業者による水質検査の実施状況，水道技術管理者による施設の維持管理状況，従事者の監督状況等を立入時に確認している。 5 検査方法の見直し 行っていない。
	結果	1 報告・復命 各保健所において立入検査後速やかに，検査実施内容や指導内容等の報告書を作成し課内供覧している。 2 実施結果通知方法

	法令に違反している事項に対しては、文書指導を立入後 2 週間以内に通知。法令違反していないものの国からの通知等で示した事項を遵守していない場合等には、口頭指導を行う。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 口頭又は文書により報告させている。実地、書面又は口頭で確認。 4 指摘事項等の状況 35件の文書又は口頭指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 各県民局が作成する「局概要」に水道施設の監視指導件数を掲載している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 違法事案事例に関して注意喚起するため水道事業者に対し周知している。
不適正事案への対応	河川における水質事故発生の情報提供があった場合、関係する水道事業者等に対して情報提供を行った。

整理番号：7

	検査・監査名	薬事監視に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	薬事法第69条、第83条
	目的及び内容	動物用医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保し、保健衛生の向上を図るため、動物用医薬品の製造業等に対して立ち入りを行い、構造整備、帳簿書類等の検査を行う。
	対象	動物用医薬品の製造業、販売業及び薬局、動物用医療機器販売・賃貸業、修理業、飼育動物診療施設等
	対象数	481件（動物用医薬品の製造業：6，販売業及び薬局，動物用医療機器販売・賃貸業：243，修理業：9，飼育動物診療施設：223等）
	実施数	89件（動物用医薬品販売業：83，動物用高度管理医療機器等販売・賃貸業：6）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	農林水産部畜産課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 畜産課及び各家畜保健衛生所計12名 2 実施内容 1件当たり，各家畜保健衛生所職員2名が1～1.5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，引継ぎを行っている。 外部研修として，全国会議で事例発表を行っている。

計	画	1 実施要綱等の制定 県要綱等は制定していない。事務処理の手引きを作成している。 2 実施計画の作成 家畜保健衛生所ごとに毎年度検査計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：71件 実施数：89件（実施率125.4%） 4 実施時期 3年に1回
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 動物用医薬品等取締規則（農林水産省令）等による。 2 手法 許可（更新）申請に伴う立入検査については事前通告し、その他の立入検査は無通告で行う。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果		1 報告・復命 家畜保健衛生所ごとに、検査終了後、立入検査台帳と立入検査票を所内供覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査時に口頭による。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査時に改善を指示し、その場で改善を確認する。実地又は口頭で確認。 4 指摘事項等の状況 30件の指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 立入検査結果を集計し違反事例を分析している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応		平成25年度は不適正事案は発生していない。

整理番号：8

検査・監査名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り
--------	--------------------------------

検査等 の 概要	根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項
	目的及び内容	風営法の目的を達成するため、風営法に規定する営業につき適切な行政措置を講ずる必要があり、それら営業の実態を十分に把握する必要がある。このため、警察職員が、風営法の施行に必要な限度において、風俗営業の営業所等に立ち入り、質問、帳簿等の検査を行う。
	対象	風俗営業の営業所、店舗型性風俗特殊営業の営業所、派遣型性的サービス提供営業の営業所、店舗型電話異性紹介営業の営業所、酒類提供飲食店営業の営業所
	対象数	4,439店舗
	実施数	9,019店舗
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	警察本部生活安全部生活安全企画課
検査等 の 状況	実施体制	1 体制及び人数 各警察署の指定職員 2 実施内容 1店舗当たり、各警察署の指定職員2～5名が20分～1時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修としては、許認可事務担当者等研修会等を実施している。
	計画	1 実施要綱等の制定 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に関する事務取扱要領を制定している。（公表） 2 実施計画の作成 各警察署で事前計画をたてている。 3 計画に対する実施状況 計画数：9,019店舗 実施数：9,019店舗（実施率100%） 4 実施時期 限定
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 風俗営業等に対する不利益処分取扱要領を制定している。 2 手法 事前に口頭通知して実施。必要に応じて無通告で実施。立入実施による行政措置を行う必要性の高い地域を重点指定。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査

		行っていない。 5 検査方法の見直し 必要に応じて見直している。
結 果	1 報告・復命 立入実施後、立入結果を警察署長に報告している。 2 実施結果通知方法 現場で口頭通知している。違反に対しては事実内容を書面交付している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 速やかに措置させて、現場再確認を行っている。 4 指摘事項等の状況 14件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 立入結果を集計している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 遊技業協同組合総会や同研修会場で法令遵守等について周知している。	
不適正事案への対応		地域の風俗環境を悪化させないため、風俗営業等の営業所に対する立入りを強化し、違法営業者の取締りを継続して推進する。

整理番号：9

	検査・監査名	社会福祉法人の指導監査
検 査 等 の 概 要	根 拠 法 令 等	社会福祉法第56条
	目 的 及 び 内 容	社会福祉事業の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、社会福祉法人の運営、事業経営について指導監督等を行う。
	対 象	社会福祉法人
	対 象 数	78法人
	実 施 数	38法人
	法令・要綱等に基づく実施頻度	2年に1回
	所 管 部 課	保健福祉部保健福祉課
検 査 等 の 状 況	実 施 体 制	1 体制及び人数 保健福祉課及び各県民局健康福祉課計22名 2 実施内容 1 法人当たり、保健福祉課職員又は県民局健康福祉課職員2～3名（財務会計を専門的に指導監査する財務特別監査員を含む。）が、4～5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、社会福祉施設等指導監査担当職員研修会を実施。また、新社会福祉法人会計基準説明会を開催している。 外部研修として、国の外郭団体が主催する社会福祉施設監査

		研修に参加している。
計	画	1 実施要綱等の制定 県要綱等を制定している。(非公表) 2 実施計画の作成 県民局が担当する監査については県民局が毎年度当初に実施計画書を作成し、これを考慮して本庁が担当する監査の年間実施計画を作成する。 3 計画に対する実施状況 計画数：38法人 実施数：38法人（実施率100%） 4 実施時期 2年に1回
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 指導監査基準を定めている。(非公表) 2 手法 あらかじめ監査資料の提出を求めたうえで、監査の実施前に法人に通知し、監査事項に従い指導監査を実施している。重点指導監査項目を設定している。 3 関係機関との連携 施設監査が法人監査と同一日で実施できる場合は、関係機関が施設監査と法人監査を同一日で実施する。 4 内部検査制度の調査 法人内部の監査機能の発揮や外部監査の活用の有無等を確認している。 5 検査方法の見直し 指導監査の重点項目の見直しを行っている。
結 果		1 報告・復命 指導監査終了後、指示・指導事項等を整理した復命書を作成し、供覧している。また、県民局は監査実施結果を本庁に報告している。 2 実施結果通知方法 法人及び当該関係施設の指導監査が全部終了した時点で、指示・指導・口頭指導の事項に整理して、文書通知している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指導監査結果通知後概ね1か月以内に、文書指示事項及び文書指導事項に対する改善報告書を提出させている。書面で確認。次回検査時に実地確認。 4 指摘事項等の状況 77件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

	本庁担当課及び県民局で指導監査結果の分析や次年度の指導監査方針について打合せを行っている。 翌年 8 月の県議会常任委員会で指導監査の状況を報告するとともに、ホームページに公表している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 県社会福祉法人経営者協議会の総会等で前年度の監査状況について周知指導している。
不適正事案への対応	必要に応じて随時監査や特別監査等を実施する。

整理番号：10

	検査・監査名	児童福祉施設の指導監査
検査等の概要	根拠法令等	児童福祉法第46条，児童福祉法施行令第38条
	目的及び内容	児童福祉施設及び事業の適正かつ円滑な運営の確保を図るため，児童福祉施設の運営，処遇等事業運営について指導監督等を行う。
	対象	障害児入所施設，児童発達支援センター，児童家庭支援センター，保育所，児童館，児童養護施設，児童自立支援施設
	対象数	201施設（障害児入所施設：1，児童発達支援センター：9，児童家庭支援センター：1，保育所：165，児童館：17，児童養護施設：7，児童自立支援施設：1）
	実施数	201施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回
	所管部課	保健福祉部子ども未来課，障害福祉課，保健福祉課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 子ども未来課，障害福祉課及び保健福祉課並びに県民局健康福祉課及び福祉振興課計20名 2 実施内容 1 施設当たり，本庁職員 4～5 名又は県民局職員 5～6 名が 4～5 時間で実施している。財務会計を専門的に指導監査する財務特別監査員を含む。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，社会福祉施設等指導監査担当職員研修会を実施。また，新社会福祉法人会計基準説明会を開催している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱等を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 県民局が担当する監査については県民局が毎年度当初に実施計画書を作成し，これを考慮して本庁が担当する監査の年間実施計画を作成する。 3 計画に対する実施状況

	計画数：201施設 実施数：201施設（実施率100%） 4 実施時期 1年に1回
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県基準を設定している。（非公表） 2 手法 あらかじめ監査資料の提出を求めたうえで、監査の実施前に法人に通知し、監査事項に従い指導監査を実施している。重点指導監査項目を設定している。 3 関係機関との連携 施設監査が法人監査と同一日で実施できる場合は、関係機関が施設監査と法人監査を同一日で実施する。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 特になし。
結 果	1 報告・復命 指導監査終了後、指示・指導事項等を整理した復命書を作成し、供覧している。また、県民局は監査実施結果を本庁へ報告している。 2 実施結果通知方法 法人及び当該関係施設の指導監査が全部終了した時点で、指示・指導・口頭指導の事項に整理して文書通知している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指導監査結果通知後概ね1か月以内に、文書指示事項及び文書指導事項に対する改善報告書を提出させている。書面で確認。次回検査時に実地確認。 4 指摘事項等の状況 292件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 本庁担当課及び県民局で指導監査結果の分析や次年度の指導監査方針について打合せを行っている。 翌年8月の県議会常任委員会で指導監査の状況を報告するとともに、ホームページに公表している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 経営者協議会の総会等で前年度の監査状況について周知指導している。
不適正事案への対応	必要に応じて随時監査や特別監査等を実施する。

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

整理番号：11

検査・監査名	根拠法令等	医療法第25条第1項
	目的及び内容	病院等が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院等を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。
	対象	病院、診療所
	対象数	病院78施設、診療所940施設（岡山市、倉敷市を除く。）
	実施数	病院78施設、診療所21施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	病院：1年に1回、有床診療所：概ね3年に1回、無床診療所：必要に応じて実施
	所管部課	保健福祉部医療推進課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 医療推進課及び各保健所保健課計6名 2 実施内容 1施設当たり、保健所等職員6名が4時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、医療機関立入検査担当者説明会を実施している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 各保健所において立入検査実施計画を策定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：病院78施設、診療所21施設 実施数：病院78施設、診療所21施設（実施率100%） 4 実施時期 病院：1年に1回、有床診療所：3年に1回、無床診療所：必要に応じて実施
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 立入検査チェックリストを策定している。 2 手法 各保健所において医療機関に対し、10日から1週間前までに文書により検査実施の通知を行っている。検査表等により実地検査を行っている。重点検査事項を設定している。 3 関係機関との連携 防火防災対策について、消防署と合同で立入調査を実施した。 4 内部検査制度の調査 安全管理委員会の設置等について検査している。

平成27年3月25日 岡山県公報 号外

		5 検査方法の見直し 国からの通知等に併せて要綱等を改正している。
結 果		1 報告・復命 各保健所において、検査終了後、検査表等の書類を整理し復命する。 2 実施結果通知方法 立入検査の結果、不適合・指導事項を確認したときは、文書で速やかに通知している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告（計画）書を期限をもって提出させるとともに、その改善状況を逐次把握している。実地又は書面で確認。 4 指摘事項等の状況 27件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 検査結果を取りまとめた集計を国へ報告し、国では集計結果を公表する。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応		医療法上適正を欠く等の疑いのある医療機関については、数度にわたる立入検査を行う等により厳正に対処している。

整理番号：12

	検査・監査名	薬局、管理医療機器の販売業等に係る立入検査
検 査 等 の 概 要	根 拠 法 令 等	薬事法第69条
	目 的 及 び 内 容	医薬品、医療機器等に係る保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、施設への立入検査等により、医薬品、医療機器等の管理状況等を確認する。
	対 象	薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業、管理医療機器の販売業又は賃貸業
	対 象 数	3,006施設（岡山市、倉敷市を除く。）
	実 施 数	1,015施設（薬局：198、店舗販売業：115、卸売販売業：28、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業：167、管理医療機器の販売業又は賃貸業：507）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所 管 部 課	保健福祉部医薬安全課
検 査 等 の 状 況	実 施 体 制	1 体制及び人数 各保健所衛生課計10名 2 実施内容 1施設当たり、保健所職員（薬事監視員）2名が0.5～1時間で実施している。

況		3 実施職員に対する研修 内部研修として、薬務担当班長・担当国会議や薬事監視員研修会を実施している。 外部研修として、国立保健医療科学院の研修等に参加している。
計	画	1 実施要綱等の制定 県要領を制定している。(非公表) 2 実施計画の作成 薬務関係業務事業方針を毎年度作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：定めていない。 実施数：1,015施設（実施率－％） 4 実施時期 適宜実施
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 薬事立入検査指針を定めている。(非公表) 2 手法 原則として立入検査の予告はしない。対象施設に立ち入り、立入検査指針に基づく確認を行う。検査重点項目を設定している。 3 関係機関との連携 保健所相互で集中監視を実施するなど連携を図っている。県保健所と保健所設置市が相互に情報共有を行っている。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 薬事監視員で構成する薬務業務協議会において、検査等マニュアルを定期的に見直し、検査項目等を検討する。
結	果	1 報告・復命 検査結果を薬事監視票に記録する。文書で指摘を行う場合や違反が疑われる事項がある場合は、報告書等により速やかに衛生課長等に復命する。 2 実施結果通知方法 立入検査時に口頭で指摘事項の伝達・改善指示を行う。必要に応じ文書指導を行う。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 必要に応じ、指摘事項について、その改善状況を文書で報告させ、実地又は書面で確認している。 4 指摘事項等の状況 1 件の文書指導を行っている。

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

	5 検査状況の総括・分析等 薬務関係業務の統計資料で、指導監視実施状況を集計している。集計を国へ報告し、国では衛生行政報告例により公表する。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	特になし。

整理番号：13

	検査・監査名	麻薬及び向精神薬取扱者等に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項
	目的及び内容	麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬等取扱施設の立入検査等により、麻薬、向精神薬の管理状況等を確認する。
	対象	麻薬、向精神薬を取り扱う薬局、病院・診療所、研究施設等
	対象数	4,112施設（備前保健所管内：2,164、備中保健所管内：1,264、備北保健所管内：144、真庭保健所管内：126、美作保健所管内：414）
	実施数	575施設（病院・診療所：167、薬局：383、卸売業者：25）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	麻薬業務所に係る当該免許の有効期間に原則として少なくとも1回
	所管部課	保健福祉部医薬安全課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 医薬安全課及び各保健所衛生課計12名 2 実施内容 1 施設当たり、医薬安全課（麻薬取締員）と保健所職員の2名が1時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、薬務担当班長・担当国会議や薬事監視員研修会を実施している。 外部研修として、厚生労働省が実施する司法警察業務研修や医療用麻薬等指導監督業研修、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する薬物乱用防止中堅職員研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領（国通知）による。（公表） 2 実施計画の作成 麻薬等取扱施設の実態や事故の発生状況等総合的な見地から実施計画を立てる。 3 計画に対する実施状況

	計画数：575施設 実施数：575施設（実施率100%） 4 実施時期 適宜実施
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 立入検査点検項目による。 2 手法 事前通告は原則として行わない。立入検査は点検項目ごとに実施する。 3 関係機関との連携 地方厚生局麻薬取締部との合同立入検査を実施している。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 立入検査後当日に、点検項目に基づき担当課長に報告している。 2 実施結果通知方法 立入検査実施時に口頭で指導事項を伝達する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査後速やかに、文書により改善事項等を報告させ、実地、書面又は口頭で確認している。 4 指摘事項等の状況 8件の指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 業務関係業務の統計資料で立入検査の状況を集計している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 関係団体への注意喚起の文書送付や関係業者会議等で周知している。
不適正事案への対応	立入検査の結果、何らかの行政処分あるいは司法手続きが必要な場合は、法令に従って適切な手続きをとる。

整理番号：14

検査・監査名	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条、第48条
目的及び内容の概要	自立支援給付対象サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、行ったサービス等に関する報告や帳簿書類、その他の物件の提出等を命じ、業務運営全般に係る検査を行う。

検査等の状況	対 象	指定障害福祉サービス事業者等
	対 象 数	指定障害福祉サービス事業者等 485団体 (障害者支援施設21, 居宅介護101, 重度訪問介護75, 行動支援8, 同行支援32, 生活介護26, 療養介護 2, 短期入所(ショートステイ) 29, 共同生活介護(ケアホーム) 30, 自立訓練(生活訓練) 4, 就労移行支援 5, 就労継続支援(A型) 24, 就労継続支援(B型) 59, 共同生活援助(グループホーム) 33, 一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援) 36)
	実 施 数	161団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	実地指導 3年に1回(指定障害福祉サービス事業所等) 1年に1回(指定障害者支援施設)
	所 管 部 課	保健福祉部障害福祉課
	実 施 体 制	1 体制及び人数 障害福祉課及び各県民局健康福祉課計21名 2 実施内容 1団体当たり, 県民局職員2～4名が2～5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として, 社会福祉施設等指導監査担当職員研修会や新任職員研修会を実施している。
	計 画	1 実施要綱等の制定 県指導要綱等を制定している。(非公表) 2 実施計画の作成 各県民局で毎年度, 指導計画を作成。年間計画を定め, 計画的に実地指導を実施する。 3 計画に対する実施状況 計画数: 161団体 実施数: 161団体(実施率100%) 4 実施時期 実地指導 3年に1回(指定障害福祉サービス事業所等) 1年に1回(指定障害者支援施設)
	基 準 及 び 手 法	1 指摘基準等の設定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営の基準等を定める条例等を定めている。 2 手法 実地指導は事前に通知し, あらかじめ資料の提出を求め, 事業者自主点検表に基づき関係書類を閲覧し関係者との面談方式で行う。重点指導項目を設定している。 3 関係機関との連携

		関係市町村と必要に応じて情報共有等を行う。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 障害福祉課，各県民局及び権限移譲市での集団指導に向けた会議を開催し，見直しが必要な事項について意見交換を行う。
結 果		1 報告・復命 各県民局において，実地指導実施後速やかに実地指導復命書により復命を行っている。 2 実施結果通知方法 実地指導を行った日から60日以内に対象事業所に指導結果を文書通知する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 実地指導結果通知後1か月以内に，改善報告書を提出させる。実地又は書面で確認。 4 指摘事項等の状況 573件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 実地指導における指摘事項等指導状況を集計・分析し，研修会で報告する。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 年度後半に開催する集団指導において，実地指導における指導状況を全事業者に周知する。
不適正事案への対応		通報内容の事実確認を行うため事業所の実地指導を実施し，今後の適正な事業運営を求める文書指導を行った。

整理番号：15

検査・監査名	生活保護法施行事務監査
根拠法令等	生活保護法第23条
目的及び内容	生活保護法の施行事務につき，その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し，必要な是正改善の措置を講ずるとともに，生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助する。
対 象	福祉事務所（岡山市を除く。）
対 象 数	23福祉事務所 （倉敷市（4事務所），津山市外12市，美咲町，新庄村，西栗倉村，備前県民局，備中県民局，美作県民局）
実 施 数	23福祉事務所
法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回
所 管 部 課	保健福祉部障害福祉課

検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 障害福祉課計 6 名 2 実施内容 1 事務所当たり，障害福祉課職員 1～5 名が 3～6 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，新任現業職員研修会，中堅現業職員研修会，査察指導員研修会を実施している。 外部研修として，厚生労働省が開催する生活保護指導職員研修や生活保護新任査察指導員基礎研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 毎年度当初に監査実施計画を策定する。 3 計画に対する実施状況 計画数：23福祉事務所 実施数：23福祉事務所（実施率100%） 4 実施時期 1 年に 1 回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県要領で設定している。（非公表） 2 手法 生活保護業務の運営状況及び査察指導状況，生活保護世帯の個別ケース等を確認し監査を行う。あらかじめ監査資料の提出を求める。監査重点項目を設定している。 3 関係機関との連携 特になし。 4 内部検査制度の調査 各福祉事務所の査察指導員に対して組織運営管理に関するヒアリングを実施する。 5 検査方法の見直し 監査実施後に復命会を行い，指摘基準取扱統一を図る見直し等を行う。
	結果	1 報告・復命 監査実施後，指摘事項等を記載した復命書を作成し，障害福祉課長まで供覧する。年度末に厚生労働省へ管内全福祉事務所の監査実施結果を報告する。 2 実施結果通知方法 監査実施後 2 か月を目途に，是正改善事項等の監査結果を文書通知する。

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

	3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 監査結果通知後 2 か月程度を目途に、指摘事項に対する是正状況の報告を求める。必要に応じて確認監査を行う。 4 指摘事項等の状況 195 件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 各福祉事務所毎に監査指導台帳を作成し、当該事務所における問題点等を総括・分析し、次年度の監査において活用している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 査察指導員研修会において指摘事項状況と改善方法等を周知している。
不適正事案への対応	不正受給・苦情等に係る情報提供等があった場合は、当該福祉事務所へ情報提供等を行う。

整理番号：16

	検査・監査名	認可外保育施設に係る立入調査
検査等の概要	根拠法令等	児童福祉法第 59 条第 1 項
	目的及び内容	認可外保育施設（児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 35 条第 3 項の届出をしていないもの又は同条第 4 項の認可を受けていないもの）に対する報告徴収、立入調査及び必要な改善勧告等による指導監査を行い、劣悪な認可外施設を排除し、もって児童の安全確保、処遇向上等を図る。
	対象	認可外保育施設
	対象数	48 施設（備前県民局管内：17 施設（うち 2 施設は休止中）、備中県民局管内：18 施設、美作県民局管内：13 施設）
	実施数	46 施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1 年に 1 回
	所管部課	保健福祉部子ども未来課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 各県民局健康福祉課職員計 18 名 2 実施内容 1 施設当たり、県民局職員 2 名が 1 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、担当課班内研修を行うとともに、社会福祉施設等指導監査担当職員研修会に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 各県民局が、毎年度当初に実施計画を定めている。

	3 計画に対する実施状況 計画数：46施設 実施数：46施設（実施率100%） 4 実施時期 1年に1回
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 国の認可外保育施設指導監督基準による。 2 手法 調査期日を通告し、あらかじめ施設から徴した運営状況報告（4月1日現在）に基づき、施設の運営状況・入所児童の処遇について調査を行う。 3 関係機関との連携 認可外保育施設のある市町村の求めに応じて、施設の運営状況等の情報を提供する。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 立入調査後速やかに、県民局健康福祉部長まで報告・復命している。 2 実施結果通知方法 文書指導を行うときは、立入調査実施後概ね1か月以内に、改善すべき事項を文書により通知する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書通知後概ね1か月以内に、是正・改善措置の内容を記載した文書を提出させて、改善状況を実地、書面又は口頭で確認している。 4 指摘事項等の状況 14件の指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 行っていない。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	特になし。

整理番号：17

検査・監査名	介護保険施設等の指導・監査
根拠法令等	介護保険法第24条、第76条、第83条、第90条、第100条、第115条の7、旧法第112条、第115条の33

等 の 概 要	目的及び内容	目的〔指導〕 サービスの質の確保・向上を図る。 〔監査〕 介護保険給付の適正化を図る。 〔業務管理体制確認検査〕 法令遵守の義務の履行を制度的に確保し，指定取消につながるような不正行為を未然に防止するとともに，利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。 内容〔指導〕 集団指導：適正なサービス提供のための事業者等に対する必要な情報伝達を行い，制度の周知を図り，介護報酬請求に係る過誤や不正を防止するため，講習会等の方法により行う。 実地指導：指導マニュアル等を活用し，虐待防止や身体拘束廃止等に向けた事業者等の取組みに実地での援助的指導を行う。 〔監査〕 ①報告，帳簿書類の提出・揭示命令，②出頭要請，③職員による関係者への質問，④サービス事業者等の事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査などの実地検査を行う。 〔業務管理体制確認検査〕 一般検査：届出内容について報告等を求め，報告等の内容に不備が認められた場合には，事業者本部等へ立ち入り，整備状況を検証する。 特別検査：指定等取消相当の事案が発覚した場合は，事業所本部等に立ち入り，業務管理体制の整備状況を検証するとともに，その事案についての組織的な関与の有無を検証する。
	対 象	指定居宅サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，指定介護老人福祉施設，指定介護予防サービス事業者 等
	対 象 数	7,058事業所（指定居宅サービス：3,362，指定居宅介護支援事業：280，指定介護保険施設サービス：128，指定介護予防サービス：3,288）
	実 施 数	729事業所（指定居宅サービス：297，指定居宅介護支援事業：100，指定介護保険施設サービス：41，指定介護予防サービス：291）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所 管 部 課	保健福祉部長寿社会課

検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 長寿社会課及び各県民局健康福祉課計28名 2 実施内容 実地指導の場合，1事業所当たり県民局職員2～3名が3～5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，介護保険事業者指導初任者研修会，介護保険事業者指導担当者研修会，県・市町村担当者研修会を実施している。 外部研修として，国立保健医療科学院が実施する介護保険指導監督中堅職員研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱・要領を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 各県民局で当該年度の実施計画を策定する。 3 計画に対する実施状況 計画数：649事業所 実施数：729事業所（実施率112.3%） 4 実施時期 集団指導：1年に1回，実地指導（個別指導）：3年に1回程度，業務管理体制一般検査：届出があった都度
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 人員，設備及び運営の基準等を定める条例等を制定している。 2 手法 事業者の実地指導実施通知書を送付，事前提出資料を受領し，実地指導（設備・サービス提供状況等の確認，自己点検シート等に基づくヒアリング等）を行う。 3 関係機関との連携 不正等が疑われる事業所が複数の指定権者（市町村）にわたる場合等，必要に応じて関係機関による合同監査を行う。 4 内部検査制度の調査 実地指導で業務管理体制一般検査により確認する。 5 検査方法の見直し 検査内容の平準化，検査手法の向上を図るため，県民局及び岡山市等による会議を開催し，情報交換を行う。
	結果	1 報告・復命 実地指導終了後速やかに，サービス提供状況や指示指導事項等を整理した実地指導復命書により県民局長（局健康福祉部長）に報告している。 2 実施結果通知方法

	運営基準等に関する是正改善指導事項を整理した指導結果を実地指導後 1～2 週間程度後に文書通知する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指導結果通知書の是正改善指導事項について、1 か月後を期限に文書による改善状況等の報告を求める。実地又は書面で確認。 4 指摘事項等の状況 729 件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 全サービス事業者を対象とする集団指導の資料作成で、実地指導結果等の総括・分析等を行っている。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 全サービス事業者を対象に開催する集団指導（年 1 回）で、実地指導での指摘事項や行政処分事例等を説明し、注意喚起を図る。
不適正事案への対応	各種情報から人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われる場合は、「監査」を機動的に行う。また、監査の結果、指定等取消相当の処分を行う場合には、業務管理体制特別検査を行う。

整理番号：18

検査・監査名		有料老人ホームに係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	老人福祉法第 29 条第 9 項～第 12 項
	目的及び内容	有料老人ホームの適正な運営を確保するため、有料老人ホーム又は事務所等への立入検査を実施する。
	対象	有料老人ホーム
	対象数	43 施設
	実施数	14 施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	概ね 2 年に 1 回
	所管部課	保健福祉部長寿社会課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 県民局健康福祉課計 11 名 2 実施内容 1 施設当たり、県民局職員 2～4 名が 2～4 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅担当者研修会を開催している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱を策定している。（非公表）

	2 実施計画の作成 各県民局で毎年度当初に実施計画を策定する。 3 計画に対する実施状況 計画数：14施設 実施数：14施設（実施率100%） 4 実施時期 2～3年に1回
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県マニュアルに設定している。（非公表） 2 手法 立入検査通知書を送付し、事前提出資料を受領し、立入検査をマニュアルに基づき実施する。 3 関係機関との連携 特になし。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	1 報告・復命 各県民局で立入検査後速やかに、指示指導事項等を整理した復命書を作成し県民局長に復命する。 2 実施結果通知方法 立入検査後2～3週間を目途に、指導事項を記載した立入検査結果を文書通知する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査結果通知から概ね1か月以内に、指導事項に対する改善状況報告書を提出させる。書面で確認。次回検査時に実地確認。 4 指摘事項等の状況 16件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 担当者会議等における立入検査結果についての話し合いや検査台帳の作成等により、入居者の処遇改善が図られるよう分析等を行う。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	苦情、問題の発生等により必要があると認められた場合は、適宜立入検査を実施する。

整理番号：19

検査・監査名	サービス付き高齢者向け住宅に係る立入検査
--------	----------------------

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

検査等の概要	根拠法令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条
	目的及び内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の適正な運営による高齢者の良好な居住環境及び安定的な居住の確保を図るため、登録サービス付き高齢者向け住宅又は事務所等への立入検査を実施する。
	対象	登録サービス付き高齢者向け住宅
	対象数	12施設
	実施数	6施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	概ね2年に1回
	所管部課	保健福祉部長寿社会課
検査等の状況	実施体制	- 体制及び人数 県民局健康福祉課計11名 - 実施内容 1施設当たり、県民局職員2～3名が2～4時間で実施している。 - 実施職員に対する研修 内部研修として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅担当者研修会を開催している。
	計画	- 実施要綱等の制定 県要綱を策定している。(非公表) - 実施計画の作成 各県民局で毎年度当初に実施計画を策定している。 - 計画に対する実施状況 計画数：6施設 実施数：6施設（実施率100%） - 実施時期 概ね2年に1回
	基準及び手法	- 指摘基準等の設定 県マニュアルに設定している。(非公表) - 手法 立入検査通知書を送付し、事前提出資料を受領し、立入検査をマニュアルに基づき実施する。 - 関係機関との連携 土木部住宅課と必要な情報の共有をしている。 - 内部検査制度の調査 行っていない。 - 検査方法の見直し 行っていない。
	結果	報告・復命 各県民局で立入検査後速やかに、指示指導事項等を整理した

	復命書を作成し県民局長に復命する。 2 実施結果通知方法 立入検査後 2～3 週間を目途に、指導事項を記載した立入検査結果を文書通知する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査結果通知から概ね 1 か月以内に、指導事項に対する改善状況報告書を提出させる。書面で確認。次回検査時に実地確認。 4 指摘事項等の状況 5 件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 担当者会議等における立入検査結果についての話し合いや検査台帳の作成等により、入居者の処遇改善が図られるよう分析等を行っている。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	苦情、問題の発生等により必要があると認められた場合は、適宜立入検査を実施する。

整理番号：20

	検査・監査名	旅館業施設に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	旅館業法第 7 条
	目的及び内容	旅館業施設営業者に適正な施設の維持管理及び法令遵守の徹底をさせるため、営業の施設に立ち入り、許可申請時の構造設備に変更がないか、衛生措置等の基準に適合しているか等について立入指導を行う。さらに、入浴設備についてレジオネラ症の発生防止を強力に指導する。
	対象	旅館業施設（ホテル、旅館、簡易宿所、下宿施設）
	対象数	616施設（備前保健所管内：145、備中保健所管内：84、備北保健所管内：63、真庭保健所管内：124、美作保健所管内：200）
	実施数	290施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	保健福祉部生活衛生課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 各保健所衛生課計14名 2 実施内容 1 施設当たり保健所職員（環境衛生監視員）2 名が 2～5 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、環境衛生監視員研修会を実施している。

		外部研修として、（公財）全国生活衛生営業指導センターが実施する生活衛生関係営業指導職員研修会に参加している。
計	画	1 実施要綱等の制定 入浴施設の衛生管理については、県要領を策定している。（非公表） 2 実施計画の作成 監視指導等の事業方針を毎年度作成する。検査実施計画を保健所ごとに作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：204施設 実施数：290施設（実施率142.2%）（同一施設への複数回立入を含む。） 4 実施時期 2年に1回
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 旅館業法施行条例（衛生措置等の基準等）を制定している。 2 手法 原則として事前通告せず、各保健所が実地検査を行う。衛生措置等の基準の適合、構造設備の基準の適合を確認し、浴槽水の水質検査を実施する。重点指導事項を設定している。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査 衛生責任者が設置され、施設の衛生措置及び構造設備の基準の遵守について定期的に点検するなど自主管理体制が整備されているかを立入検査で確認する。 5 検査方法の見直し 担当者会議等で、施設立入時の効果的手法等について情報交換を行い見直しを行う。
結	果	1 報告・復命 立入検査後、施設の管理状況について監視票等を作成し、検査結果を衛生課長に報告する。循環浴槽水等の水質検査を実施した場合には、水質検査結果及び指導経過について生活衛生課へ報告する。 2 実施結果通知方法 循環浴槽水等の水質検査を実施した場合、水質検査結果が出た後、速やかに保健所から施設設置者に水質検査結果を文書通知する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 衛生措置等の基準に適合していない施設に対し基準を満たす

	よう指導する。また、改善状況について文書報告を求める。実地、書面又は口頭で確認。 4 指摘事項等の状況 13件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 各施設での衛生措置等の基準の遵守状況の分析を行う。また、水質検査結果の基準値超過の原因解析を行っている。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 施設管理者等を集めての講習会において実例をあげて周知指導する。
不適正事案への対応	県外で事故等が発生した場合、その事故に関する情報を保健所を通じて関係団体及び施設に対し提供し、注意喚起する。

整理番号：21

	検査・監査名	公衆浴場に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	公衆浴場法第6条
	目的及び内容	浴槽水等のレジオネラ属菌対策を重点項目とし、施設の衛生管理の徹底を目的として施設の衛生管理状況等を把握するとともに、循環式浴槽水等について水質検査を行う。
	対象	公衆浴場施設
	対象数	185施設（備前保健所管内：37，備中保健所管内：28，備北保健所管内：13，真庭保健所管内：38，美作保健所管内：69）
	実施数	161施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	保健福祉部生活衛生課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 各保健所衛生課計10名 2 実施内容 1 施設当たり保健所職員（環境衛生監視員）2名が2～4時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、環境衛生監視員研修会を実施している。 外部研修として、（公財）日本建築衛生管理教育センターが実施する建築物環境衛生管理全国大会・調査研究事例発表会や（公財）全国生活衛生営業指導センターが実施する生活衛生関係営業指導職員研修会に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領を策定している。（非公表） 2 実施計画の作成 監視指導等の事業方針を毎年度作成する。各保健所が検査実

		施計画を作成する。 3 計画に対する実施状況 計画数：91施設 実施数：161施設（実施率176.9%）（同一施設への複数回立入を含む。） 4 実施時期 2年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 公衆浴場法施行条例(構造設備及び衛生措置に関する基準等)を制定している。 2 手法 原則として事前通告せず、各保健所が実地検査を行う。立入検査票により聞き取り調査、循環式浴槽水等の検体の採取、水質検査、水質検査結果に応じて施設への立入検査等指導を行う。重点指導事項を設定している。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査 自主管理体制（自主管理手引書等の作成・周知、衛生管理責任者の設置）の整備の徹底を確認する。 5 検査方法の見直し 担当者会議等で、施設立入時の効果的手法等について情報交換を行い見直しを行う。
結 果		1 報告・復命 立入検査後、施設の管理状況について監視票等を作成し、検査結果を衛生課長へ報告する。水質検査結果及び指導経過について生活衛生課へ報告する。 2 実施結果通知方法 水質検査結果が出た後、速やかに保健所から施設設置者に水質検査結果を文書通知する。水質検査の結果、検体から検出されるレジオネラ菌数により対応レベル（3段階）に応じた注意指導書を営業者あて手交する。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 水質検査における指導事項に対する改善措置完了後、改善措置報告書の提出を求める。実地、書面又は口頭で確認。 4 指摘事項等の状況 26件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 各施設での衛生措置等の基準の遵守状況の分析を行う。また、水質検査結果の基準値超過の原因解析を行っている。

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

	6 検査結果の同業事業者への情報提供 施設管理者等を集めての講習会において、事例をあげて周知指導する。
不適正事案への対応	県外で事故等が発生した場合、その事故に関する情報を保健所を通じて関係団体及び施設に対し提供し、注意喚起を促す。

整理番号：22

	検査・監査名	食品営業施設の監視指導
検査等 の概 要	根拠法令等	食品衛生法第28条, 第30条第2項
	目的及び内容	飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図るため、食品営業施設へ立入し、規格基準に適合しない食品が販売・提供されていないか、施設基準や管理運営基準の遵守状況について検査する。
	対象	食品関係施設（食品の製造・販売施設、給食施設等）
	対象数	23,945施設（備前保健所管内：5,949, 備中保健所管内：6,283, 備北保健所管内：2,734, 真庭保健所管内：2,350, 美作保健所管内：6,629）
	実施数	22,367施設（備前保健所管内：5,559, 備中保健所管内：5,227, 備北保健所管内：2,700, 真庭保健所管内：2,141, 美作保健所管内：6,740）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に3回～6年に1回
	所管部課	保健福祉部生活衛生課
検査等 の状 況	実施体制	1 体制及び人数 生活衛生課及び各保健所衛生課計39名。 2 実施内容 1 施設当たり、各保健所職員（食品衛生監視員）2～4名が1～8時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、食品衛生監視員研修会等を開催している。 外部研修として、疫学研修のほか、国立保健医療科学院が主催する長期研修や国の主催する研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（厚生労働省告示）による。 2 実施計画の作成 毎年度、食品衛生監視指導計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：21,035施設 実施数：22,367施設（実施率106.3%） 4 実施時期

	営業の規模，種類，形態等により，検査の頻度を食品衛生監視指導計画において定めている。1年に3回～6年に1回。
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 食品衛生法施行条例（岡山県条例）に設定している。 2 手法 原則，無通告立入で実地検査を行っている。 食品衛生監視指導業務等を円滑に実施するため，備前，備中，美作の各保健所に食品衛生監視機動班を設置している。検査重点事項を設定している。 3 関係機関との連携 表示や食品の規格基準違反等が発見された場合は，関係機関と情報共有し，場合によっては，施設への合同監視を行うことがある。 4 内部検査制度の調査 食品の総合的な衛生管理手法の導入施設の検査を実施している。 5 検査方法の見直し 食品衛生監視指導計画における重点的に取り組む事項等については，毎年度，社会情勢等に合わせて見直しを行っている。
結 果	1 報告・復命 検査結果については食品衛生監視票に記録している。重点施設については，立入結果を文書で復命している。 2 実施結果通知方法 原則立入時に口頭で伝達している。文書による通知を行う場合もある。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書による指導の場合は，指導事項に対する対応結果等を文書報告させている。実地，書面又は口頭で確認。 4 指摘事項等の状況 15件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 毎年度の食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について，翌年度6月末までに公表している。 次年度の食品衛生監視指導計画を策定する際に，検査結果の総括や分析を行っている。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 特異な事例については，保健所担当学会議等の機会を捉えて紹介し，他団体への周知を依頼する場合がある。
不適正事案への対応	ノロウイルスを原因とする食中毒事件の発生を受け，業者を処分するとともに，公表して食品事業者や消費者に対する啓発に努

	め、ノロウイルス食中毒の発生防止に努めた。 農薬混入事件の発生を受け、食品製造業者に対し食品防御のあり方について指導を行った。
--	--

整理番号：23

検査・監査等 の概要	検査・監査名	燃料油メーター等に係る立入検査
	根拠法令等	計量法第148条
	目的及び内容	適正な計量器の使用による適正な計量の実施の確保のため、ガソリンスタンドや液化石油ガス（LPGガス）スタンドで取引（販売する量の計量）に使用しているメーターの使用実態や検定有効期間の管理状況を検査する。
	対象	燃料油メーター使用施設、液化石油ガスメーター使用施設
	対象数	燃料油メーター使用施設1,309施設、液化石油ガスメーター使用施設43施設
	実施数	404施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	産業労働部産業企画課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 産業企画課計3名 2 実施内容 1施設当たり、検査員1名が0.1～0.2時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、職場内訓練等を行っている。 外部研修として、産業総合技術研究所が実施する新任計量職員教習及び短期計量教習（1か月）で立入検査に関する研修を受講している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 燃料油メーター（液化石油ガスメーター）の検定有効期限により実施箇所や実施時期を計画している。 3 計画に対する実施状況 計画数：404施設 実施数：404施設（実施率100%） 4 実施時期 通年
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県要綱に定めている。（非公表） 2 手法 燃料油メーター（液化石油ガスメーター）の検定を実施する

		際、当該事業所の検定対象以外のメーターの現物確認や使用実態等を実地調査している。 3 関係機関との連携 県計量協会と検査結果を共有している。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果		1 報告・復命 立入検査後、検査結果のデータベースを整備するとともに報告書を保存している。 2 実施結果通知方法 立入検査後、口頭による。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検定有効期間切れメーターを発見した場合は、速やかに検定を受けるよう事業者へ指示し、確約をとる。書面で確認。 4 指摘事項等の状況 平成25年度は指摘なし。 5 検査状況の総括・分析等 「産業労働行政の概要」に立入検査実施箇所数を掲載している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応		平成25年度は不適正事案等は発生していない。

整理番号：24

検査・監査名	計量法事業者に係る立入検査
根拠法令等	計量法第148条
目的及び内容	適正な計量の実施を確保するため、計量法関係事業者の事業所等に立ち入り、計量器、検査器具、機械、装置、帳簿、書類その他の物件の検査等を行う。
概要	対象
対象数	計量法関係事業所 1,340事業者（所）（届出製造事業者13, 届出修理事業者40, 届出販売事業者376, 計量士25, 計量証明事業者173, 適正計量管理事業所（郵政事業）536, 適正計量管理事業所（郵政事業以外）177）
実施数	7事業所
法令・要綱等に基づく実施頻度	2年に1回以上, 3年に1回以上, 5年に1回以上 等
所管部課	産業労働部産業企画課

検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 産業企画課計 3 名 2 実施内容 1 事業所当たり，産業企画課職員 2 ～ 3 名が 0.5 ～ 1 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，職場内訓練等を行っている。 外部研修として，産業技術総合研究所が実施する新任計量職員教習及び短期計量教習を受講している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 過年度の立入検査実績に基づき，新規事業者及び廃止事業者の情報を加え，検査頻度（周期）を勘案して計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：15 事業者（所） 実施数：7 事業者（所）（実施率 46.7%） 4 実施時期 随時実施
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県要綱に定めている。（非公表） 2 手法 円滑化を図るため検査予告している。事業所等を訪問して関係書類や計量設備等を実地に確認し，関係者に質問し，必要に応じて指導を行う。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査 責任者に対する聞き取りや事業規程等の調査を行う。 5 検査方法の見直し 行っていない。
	結果	1 報告・復命 立入検査期間終了後，調査結果，指摘事項等を復命書にまとめて産業企画課長に供覧している。 2 実施結果通知方法 立入検査終了後即時に，現地において口頭で行う。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 計量証明事業者については，事業規程等不備のあった書類を整備後速やかに提出させ，書面で確認している。

平成27年3月25日 岡山県公報 号外

	4 指摘事項等の状況 平成25年度は指摘なし。 5 検査状況の総括・分析等 「産業労働行政の概要」に立入検査実施箇所数を掲載している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	苦情に対しては、当該事業所に立ち入って事情聴取・調査するとともに、関係機関や経済産業省と連絡を取り対応している。

整理番号：25

	検査・監査名	農業協同組合に係る検査
検査等の概要	根拠法令等	農業協同組合法第94条
	目的及び内容	農業協同組合の業務及び会計の状況・実態を的確に把握し、業務の健全性及び的確性を確保するため、検査を行う。
	対象	農業協同組合
	対象数	10組合（総合農協（信用事業を実施している農協）：9，専門農協：1）
	実施数	9組合（総合農協）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	常例検査は1年に1回
	所管部課	農林水産部組合指導課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 組合指導課14名と公認会計士1名 2 実施内容 1組合当たり，組合指導課職員等6～16名が4日～17日間（20時間～120時間）で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として，班内研修やスキルアップ研修を実施している。 外部研修として，農林水産省が実施する検査職員初任者研修や中堅職員総合研修に参加し，検査実務，農協の財務・経営・不祥事防止体制等について研修している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県農林水産関係組合等検査規則等を制定している。 2 実施計画の作成 組合指導課が毎年度検査計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：9組合 実施数：9組合（実施率100%） 4 実施時期

	総合農協の常例検査は 1 年に 1 回
基準及び手法	1 指摘基準等の設定 農林水産省協同組合等検査基本要綱，協同組合検査実施要項に基づく。 2 手法 無通告又は事前通告で実地検査を行っている。事前通告の場合，組合から事前に資料を提出させている。重点検査事項を設定している。 検出された非違事項そのものを指摘するのではなく，それが発生した原因や背景にあるガバナンスの不備・欠陥やリスク管理体制上の問題点を指摘するため，双方向の議論等により，問題の本質的な改善につながる深度ある検証を行う。 3 関係機関との連携 金融庁（中国財務局）や農林水産省（中国四国農政局）と合同で検査を実施する場合がある。 4 内部検査制度の調査 理事会や内部監査部門の役割・責任等の内部監査体制を検証している。 5 検査方法の見直し 毎年 2～3 月に次年度に向けての検討等が必要な事項について検討している。
結 果	1 報告・復命 実地検査終了・役員講評後，約 1 週間程度で検査報告書を作成し，組合指導課長まで供覧している。 2 実施結果通知方法 役員講評後，2 か月以内を目途に検査結果通知書を送付している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査結果通知と同時に改善状況報告書提出を求める通知を送付している。改善状況を実地，書面，口頭で確認している。 4 指摘事項等の状況 9 件の文書指摘（検査書送付）を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 次年度の検査方針等を検討・協議している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 県農業協同組合中央会に対して，今後の指導の参考としてもらうため，指摘事例を情報提供している。
不適正事案への対応	法令等遵守体制等に対して，随時検査（組合等の事業の健全な運営を確保するために県が必要であると認めるときに行う検査）の実施や検査重点項目の追加を行っている。

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

整理番号：26

検査・監査等 の概要	検査・監査名	漁業協同組合に係る検査
	根拠法令等	水産業協同組合法第123条
	目的及び内容	水産業協同組合の事業の健全な運営を確保するため、業務又は会計の状況について検査を行う。
	対象	漁業協同組合
	対象数	42組合
	実施数	14組合
	法令・要綱等に基づく実施頻度	常例検査は1年に1回
	所管部課	農林水産部組合指導課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 組合指導課15名 2 実施内容 1 組合当たり、組合指導課職員2～4名が2～3日間（8～12時間）で実施している。 3 実施職員に対する研修 内部研修として、班内研修やスキルアップ研修を実施している。 外部研修として、農林水産省が実施する検査職員初任者研修や中堅職員総合研修に参加し、検査実務、財務・会計、不祥事防止体制等について研修している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県農林水産関係組合等検査規則等を制定している。 2 実施計画の作成 組合指導課が毎年度検査計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：14組合 実施数：14組合（実施率100%） 4 実施時期 概ね3年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 農林水産省協同組合等検査基本要綱、協同組合検査実施要項に基づく。 2 手法 事前通告により実地検査を行っている。組合から事前に資料を提出させている。重点検査事項を設定している。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

		監査実施状況，監査細則の作成・承認，監事による決算関係書類の監査状況について検査している。 5 検査方法の見直し 毎年 2～3 月に次年度に向けての検討等が必要な事項について検討している。
結 果		1 報告・復命 実地検査終了・役員講評後，約 1 週間程度で検査報告書を作成し，組合指導課長まで供覧している。 2 実施結果通知方法 役員講評後，2 か月以内を目途に検査結果通知書を送付している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査結果通知と同時に改善状況報告書提出を求める通知を送付している。改善状況を実地，書面，口頭で確認している。 4 指摘事項等の状況 14 件の文書指摘（検査書送付）を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 次年度の検査方針等を検討・協議している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応		特になし。

整理番号：27

	検査・監査名	農薬販売者に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	農薬取締法第13条第3項
	目的及び内容	農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため，販売者の帳簿の備え付け義務や届出義務の履行状況の確認等を行う。
	対象	農薬販売店
	対象数	1,271店（備前県民局管内：551，備中県民局管内：470，美作県民局管内：250）
	実施数	131店
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管部課	農林水産部農産課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 農産課及び各県民局農畜産物生産課計23名 2 実施内容 1店当たり，県民局農畜産物生産課職員2名が0.5～1時間で実施している。 3 実施職員に対する研修

		内部研修として、食の安全確保対策会議（農薬に係る安全確保）（JA 中央会，全農，県が共催）や県民局農産班長等会議（農薬の安全推進）を実施している。 外部研修として、中国四国農政局が開催する農薬の適正使用に関する研修会に参加している。
計	画	1 実施要綱等の制定 県要領を作成している。（非公表） 2 実施計画の作成 立入検査マニュアルや県要領に基づき，検査対象の選定や検査内容を計画している。 3 計画に対する実施状況 計画数：150店 実施数：131店 （実施率87.3%） 4 実施時期 5 年に 1 回
基 準 及 び 手 法		1 指摘基準等の設定 立入検査マニュアルに設定している。（非公表） 2 手法 原則無通告で，立入検査マニュアルに基づき実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 農薬危害防止運動強化期間（例年 6 ～ 8 月）には，毒物及び劇物取締法により立入検査を実施する保健所等との連携により強化して実施する。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結	果	1 報告・復命 現地調査記録書等により各県民局農畜産物生産課長に報告している。 2 実施結果通知方法 検査時に，農薬販売店等に対し口頭で指導している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 立入検査結果により，変更届出書類（変更届，廃止届）を提出させ，実地又は書面で確認している。 4 指摘事項等の状況 21 件の指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 県民局担当課長等会議で立入検査の総括的な状況等を示して

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

	いる。立入検査に係る「事後評価」を県HPに掲載している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 農薬販売店等を対象とした講習会において、農薬の適正使用に関する手続きの徹底等を指導している。また、農薬危害防止対策協議会において、関係機関・団体へ立入検査状況を周知している。
不適正事案への対応	不適正事案の報告があれば、国からの情報が入り、県では関係機関・団体へ速やかに通知し、農薬販売店等への情報提供に努める。

整理番号：28

	検査・監査名	採石法に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	採石法第42条第1項
	目的及び内容	岩石採取業者の業務実態を把握し、適切な指導を行うことにより岩石採取に伴う災害を防止し、岩石採取業者の健全な発達を図るため、認可計画に基づく岩石採取の方法・態様や災害防止施設の設置状況の指導・監督を行う。
	対象	採石業者
	対象数	41業者（内訳：備前一，東備2，備中4，井笠15，高梁3，新見3，真庭5，美作6，勝英3） （採石場数43，内訳：備前一，東備3，備中4，井笠15，高梁3，新見3，真庭5，美作6，勝英4）
	実施数	42業者
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回以上
	所管部課	土木部河川課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 各県民局建設部管理課及び各地域事務所地域維持管理課計12名 2 実施内容 1業者当たり，担当職員のほか関係機関職員が同行し複数人が2時間～5時間で実施している。なお，必要に応じて専門的な技術指導を行うため，採石技術指導員が同行する。 3 実施職員に対する研修 外部研修として，経済産業省が開催する採石法施行事務研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 各県民局及び各地域事務所において，実施計画を作成している。

		3 計画に対する実施状況 計画数：39業者 実施数：42業者（実施率：107.7%）（緊急に立入検査を実施する場合を含む。） 4 実施時期 1年に1回
基準及び手法		1 指摘基準等の設定 県要領で設定している。 2 手法 立入対象業者や関係機関と日程調整したうえで採石場に立ち入り、掘削状況や災害防止施設の確認等の実地検査を行っている。検査重点項目を設定している。 3 関係機関との連携 県民局地域づくり推進課や森林企画課等関係機関と合同で立入検査を行っている。 4 内部検査制度の調査 立入検査チェック項目に自主点検実施状況の確認等を定め、調査している。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果		1 報告・復命 各県民局、各地域事務所において立入検査実施結果報告書を作成し、担当課内を回覧するとともに、河川課へ報告を行っている。 2 実施結果通知方法 立入検査後速やかに、必要に応じて文書又は口頭で指導している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善措置完了（計画）報告書により指示事項に対する措置状況を報告させ、実地や書面で確認している。 4 指摘事項等の状況 12件の文書指導又は口頭指導をしている。 5 検査状況の総括・分析等 行っていない。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 採石業務管理者等講習会における事例紹介により啓発を行っている。
不適正事案への対応		採石場の近隣住民等から通報があった場合には、速やかに現場に赴き事実確認及び指導を行う。

整理番号：29

平成 27 年 3 月 25 日 岡山県公報 号外

検査・監査名		建築士法に基づく建築士事務所の立入検査
検査等の概要	根拠法令等	建築士法第26条の2
	目的及び内容	建築士事務所の立入検査を積極的に実施することにより、建築士事務所の業務の適正化とその徹底を図り、もって違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図る。
	対象	岡山県登録の建築士事務所（一級、二級、木造）
	対象数	1,584事務所（一級建築士事務所：1,030、二級建築士事務所：552、木造建築士事務所：2）
	実施数	17事務所
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
所管部課		土木部都市局建築指導課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 建築指導課 2～3 名 2 実施内容 1 事務所当たり、建築指導課職員 2～3 名が 1～1.5 時間で実施している。 3 実施職員に対する研修 引継ぎや職場内訓練等による。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領を制定している。（非公表） 2 実施計画の作成 立入検査実施計画書を県民局等の意見を考慮して作成している。原則として、過去 5 年間に立入検査を実施していない建築士事務所及び業務報告書が過去一度も提出されていない事務所を検査対象としている。 3 計画に対する実施状況 計画数：17事務所 実施数：17事務所（実施率：100%） 4 実施時期 年間
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 県要領に定めている。（非公表） 2 手法 事前に立入通知書を送付し、立入検査チェックリストを使用して、実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 内部検査制度の調査 行っていない。

		5 検査方法の見直し 県要領に関して立入検査の要件の追加及びチェック項目の見直しを行っている。
結 果		1 報告・復命 検査実施後速やかに、指導事項一覧表を作成し、建築指導課長に報告している。 2 実施結果通知方法 検査後、口頭指導及び指導事項一覧表の交付を行っている。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 建築士事務所指導事項是正報告書により是正状況を立入検査後概ね2～3か月を期限に報告させている。書面又は口頭で確認。 4 指摘事項等の状況 17件の指導をしている。 5 検査状況の総括・分析等 検査結果を集計・分析している。 6 検査結果の同業事業者への情報提供 (一社) 県建築士事務所協会の指導委員会に出席し、チェックリストの説明及び指摘の多い事項についての周知を行っている。
不適正事案への対応		建築士法違反等の疑いがある場合の立入検査を行った。

整理番号：30

	検査・監査名	宅地建物取引業者に係る立入検査
検 査 等 の 概 要	根 拠 法 令 等	宅地建物取引業法第 72 条第 1 項
	目 的 及 び 内 容	宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又は事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係りのある物件を検査する。
	対 象	県内で宅地建物取引業を営む者
	対 象 数	岡山県知事免許業者 1,597 団体
	実 施 数	35 団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所 管 部 課	土木部都市局建築指導課
検 査 等 の 状 況	実 施 体 制	1 体制及び人数 建築指導課 2 名 2 実施内容 1 団体当たり、建築指導課職員 2 名が 2 時間程度で実施している。

況 計 基 準 及 び 手 法 結 果		3 実施職員に対する研修 外部研修として、宅地建物取引業法主幹者協議会が開催する研修会に参加している。
	画	1 実施要綱等の制定 県要領を制定している。(非公表) 2 実施計画の作成 調査対象及び調査期間等を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：16団体 実施数：35団体（実施率：218.8%）（実施計画数以外に苦情等情報提供に基づき立入調査を行った団体がある。） 4 実施時期 随時（国の全国一斉立入調査に合わせて実施時期を決めている。）
		1 指摘基準等の設定 要領でチェックリストを設定している。 2 手法 立入調査の実施を事前に団体に通告し、立入当日はチェックリストに基づき聞き取りや書類確認を行う。検査重点項目を設定している。 3 関係機関との連携 複数府県に関係した事案について、指導を行うに当たり国及び関係府県で情報を共有した。 4 内部検査制度の調査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
		1 報告・復命 調査後速やかに宅地建物取引業法等に抵触する事項について文書報告している。 2 実施結果通知方法 立入調査時の口頭指導、もしくは建築指導課での報告後の文書交付による。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書指導をした場合には改善内容報告書を提出させ、実地又は書面で確認している。 4 指摘事項等の状況 15件の文書指導をしている。 5 検査状況の総括・分析等 調査終了後、違反や措置の状況等を国へ報告している。

	6 検査結果の同業事業者への情報提供 業界団体が発行する会報への違反事例の掲載等により、宅地建物取引業法に抵触する事案に関する情報提供等を行い、法令遵守を促している。
不適正事案への対応	苦情等情報提供により宅地建物取引業の適正な運営を確保するために必要と認められる場合には、適切に調査等を実施している。